

農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年8月16日(木) 13時00分から
2. 開催場所 北川村役場2階 会議室
3. 出席委員 11名
 - 1番 井津信廣(会長)
 - 2番 池田鈔平
 - 3番 園田圭子
 - 4番 山嶋丈
 - 6番 山本喜三
 - 7番 濱渦豊一(職務代理)
 - 8番 浜渦恵
 - 10番 林田慎一郎
 - 11番 上村尚幸
 - 12番 濱渦末広(農地利用最適化推進委員)
 - 13番 柿原昇(農地利用最適化推進委員)
4. 欠席委員 5番 阿部米一郎 ・ 9番 大井庸信
5. 役 場 農地利用集積専門員 山本輝彦
6. 事務局 島田丈寛(記)
7. 議事録署名人 6番 山本 喜三 ・ 7番 濱渦 豊一
8. 次第
 - 第1 開会
 - 第2 議事録署名人の選出
 - 第3 議事
 - 1 農地法第3条に関する件について
 - 2 農業経営基盤強化促進法に係る利用権設定について
 - 3 農業経営基盤強化促進法に係る所有権移転について
 - 4 農地法第5条に関する件について
 - 5 非農地証明に関する件について
 - 第4 その他
 - 1 平成30年度農業委員会研修会について
 - 2 平成30年7月豪雨災害義援金について
 - 3 次回開催日について

9. 議事録

会 長 それでは、只今より平成 30 年度 8 月農業委員会定例総会を開会します。本日の出席委員は 13 名中 11 名で定足数に達しておりますので、総会は成立しています。それでは、本日の議事録署名人を決めたいと思いますが私の方で指名してもよろしいでしょうか。

【異議なし】

会 長 それでは山本委員と濱渦豊一委員にお願いします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の島田を指名します。それでは、議案に入ります。

事務局 議案第 1 号「農地法第 3 条に関する件について」事務局より説明を求めます。議案第 1 号「農地法第 3 条に関する件について」説明します。申請が 3 件あります。1 件目、2 件目は関連しますので併せて説明します。

1 件目です。譲渡人氏名「[]」、譲渡人住所「[]」、譲受人氏名「[]」、譲受人住所「[]」、事由「[]」、土地の所在「[]」、地目「[]」、面積「[]m²」となっております。

続いて 2 件目です。譲渡人氏名「[]」、譲渡人住所「[]」、譲受人は 1 件目と同じく、氏名「[]」、譲受人住所「[]」、事由「[]」、土地の所在「[]」、地目「[]」、面積「[]m²」となっております。1 件目、2 件目の贈与面積を合わせた譲受人の耕作面積は「7,873 m²」であり、下限面積を満たしております。また、その他常時従事要件等の必要な要件は満たしております。位置図、地籍図、現地確認写真を添付してありますのでご確認ください。現地確認は井津会長にお願いしました。1 件目、2 件目の説明については以上です。

会 長 譲受人と譲渡人の関係ですが、[]また、譲渡人は高齢であり、現在、水稻が栽培されていますが、譲受人が栽培しておりますので、許可については問題ないものと思われま

事務局 続いて 3 件目です。譲渡人氏名「[]」、譲渡人住所「[]」、譲受人氏名「[]」、譲受人住所「[]」、事由「[]」、土地の所在「[]」、地目「[]」、面積「[]m²」、本申請地を含めた耕作面積は「[]m²」となり、下限面積要件を満たしております。また、その他常時従事要件等の必要な要件は満たしております。位置図、地籍図、現地確認写真を添付してありますのでご確認ください。現地確認は浜渦末広委員にお願いしました。

浜渦末広委員 現地は段々にはなっていますが、本申請地の隣接地は全て譲受人の農地であり、本許可をもって一体的な耕作が可能となることから、許可については問

題ないものと思われます。

事務局 以上、議案第1号「農地法第3条に関する件について」説明を終わります。
ご審議の程、よろしくお願ひします。

会 長 議案第1号「農地法第3条に関する件について」申請が3件ありますが、質疑
等あれば。

【全員 なし】

会 長 それでは、議案第1号「農地法第3条に関する件について」採決をとります。
1件目「[REDACTED]」さんから「[REDACTED]」さんに「[REDACTED]」、2件目「[REDACTED]」
さんから「[REDACTED]」さんに「[REDACTED]」、3件目「[REDACTED]」さんから「[REDACTED]」
さんに「[REDACTED]」、申請があがってきておりますが、それぞれ適当と認め、
許可することに異議ありませんか。

【全員 異議なし】

会 長 それでは議案第1号「農地法第3条に関する件について」は許可することとし
ます。続いて議案第2号「農業経営基盤強化促進法に係る利用権設定について」
事務局より説明を求めます。

事務局 議案第2号「農業経営基盤強化促進法に係る利用権設定について」説明します。
申請は2件ありますが、それぞれ、宗ノ上地区・二タ又地区で実施を予定して
いる農地中間管理機構関連事業による基盤整備事業実施のための権利設定です。
1件目です。貸付人氏名「北川村 村長 上村 誠」、借受人氏名「公益財団法人
高知県農業公社 理事長 西岡 幸生」、土地所在「北川村 大字 宗ノ上 字 礪
ノ鼻 58-1・58-3・59-1、字 大影 410-1、大字 二タ又 字 西久保裏 37、字 下
モ尻 38-1・39-1・40-1」、地目「田・畑・畑・畑・畑・畑・畑・畑」面積「618
㎡・380㎡・204㎡・210㎡・313㎡・908㎡・1,707㎡・870㎡ 8筆小計5,210
㎡」、目的「基盤整備」、期間「30年間」、「新規」となっております。

続いて2件目です。貸付人氏名「[REDACTED]」、借受人氏名「公益財団法人 高
知県農業公社 理事長 西岡 幸生」、土地の所在「[REDACTED]」
「[REDACTED]」、地目「[REDACTED]」、面積「[REDACTED]㎡」目的「[REDACTED]」、期間「[REDACTED]」、「[REDACTED]」
となっております。位置図、地籍図、現地写真を添付しておりますのでご確認ください。

なお、本許可をもって、北川村における農地中間管理機構関連農地整備事業の
実施が可能となります。位置図、地籍図、現地写真を添付しておりますのでご確
認ください。また、併せて権利設定が完了した区域図を添付しておりますので
ご確認ください。

会 長 質疑等あれば。

【全員 なし】

事務局 それでは議案第2号「農業経営基盤強化促進法に係る利用権設定について」採
決をとります。申請が2件あがってきておりますが、適当と認め答申するこ
とに異議ありませんか。

【全員 異議なし】

会 長 それでは、適当と認め答申します。続いて、議案第3号「農業経営基盤強化促進法に係る所有権移転について」事務局より説明を求めます。

事務局 議案第3号「農業経営基盤強化促進法に係る所有権移転について」説明します。申請は1件あります。本申請は認定新規就農者の所有権移転です。また、親から子へ使用貸借権を設定していたものを、子へ所有権移転するものです。譲渡人氏名「XXXXXXXXXX」、譲渡人住所「XXXXXXXXXX」、譲受人氏名「XXXXXXXXXX」、譲受人住所「XXXXXXXXXX」、土地所在「XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXX」、地目は全て「XXXX」、面積「XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXX」となっております。

現地は林田慎一郎委員に確認をお願いしました。位置図、地籍図、現地写真を添付していますのでご確認ください。

会 長 質疑等あれば。

林田委員 貸借期間中も頑張ってお農しており、また、親から子への所有権移転でも有ることから問題ないものと思われる。

会 長 他に質疑等あれば。

【全員 なし】

会 長 それでは議案第3号「農業経営基盤強化促進法に係る所有権移転について」採決を取ります。申請が1件あがってきておりますが、適当と認め答申することに異議ありませんか。

【全員 異議なし】

会 長 それでは、議案第3号「農業経営基盤強化促進法に係る所有権移転について」は適当と認め、答申します。続いて議案第4号「農地法第5条に関する件について」事務局より説明を求めます。

事務局 それでは、議案第4号「農地法第5条に関する件について」説明します。申請は1件です。

譲渡人氏名「XXXXXXXXXX」、譲渡人住所「XXXXXXXXXX」、譲受人氏名「北川村 村長 上村 誠」、譲受人住所「安芸郡北川村野友甲 1530 番地」、事由「XXXX」、土地所在「XXXXXXXXXX」、地目「XXXX」、面積「XXXX㎡」、用途「野友地区における分譲団地に係る合併浄化槽の設置」となっています。位置図、公図、土地利用計画図、排水計画図、現地確認写真を添付しておりますのでご確認ください。現地は井津会長に確認をいただいています。農地区分は、農用地区域から除外しており、3種農地と

なりますので、転用は可能であります。周辺農地は北川村が一時保有する農地であり、担当課である産業課にも同意をいただいています。また、雨水排水については、雨水は隣接道路側溝への排水処理、排水については東側の用排水路へ排水処理します。それぞれの水路管理者からは同意をいただいています。以上、議案説明です。ご審議の程、お願いします。

会 長 合併浄化槽は、掘削して埋め込む計画であるが、施設の上には何も建たないのか。

事務局 計器類のボックスができるようです。

会 長 他に質疑等あれば。

【全員 なし】

会 長 それでは、議案第4号「農地法第5条に関する件について」採決をとります。議案第4号「農地法第5条に関する件について」申請が1件あがってきたおりますが、適当と認め、高知県に進達することに異議ありませんか。

【全員 異議なし】

会 長 それでは、適当と認め、進達します。続いて議案第5号「非農地証明に関する件について」事務局より説明を求めます。

事務局 議案第5号「非農地証明に関する件について」説明します。申請は1件あります。

申請者氏名「XXXXXXXXXX」、申請者住所「XXXXXXXXXX」、土地所在「XXXXXXXXXX」、登記簿地目「XXXX」、面積「XXXX㎡」、現況「XXXX」となっております。申請場所の位置図、公図、現地確認写真を添付しておりますので、ご確認ください。なお、現地は大井委員に確認をいただきました。本申請地は、以前より農業用倉庫が建っておりました。転用許可不要で農業用施設が建っておったところが温泉施設用地となっております。

会 長 質疑等あれば

【全員 なし】

会 長 議案第5号「非農地証明に関する件について」採決を取ります。申請は1件ありますが、申請については非農地と判断し、証明することに異議ありませんか。

【全員 異議なし】

会 長 それでは、非農地と認め、証明することとします。議案については以上です。つづいて、その他事項について事務局より。

事務局 まず1件目です。農業委員会ブロック研修会の案内がきております。9月14日に田野町でありますので、みなさんご参加の程、お願いします。続いて7月豪雨災害の義援金の依頼がありました。みなさんご協力をお願いします。なお、義援金についてはブロック研修会で集金させていただきますのでご承知ください。事務局からの連絡事項は以上です。

会 長 次回開催日については、9月の最終週に開催することとします。以上をもつ

て8月定例総会を閉会します。みなさまお疲れさまでした。

平成30年8月16日

議事録署名人

議事録署名人